

# …まちの産業・経済を活性化するため…

## 『厚岸町中小企業振興基本条例』を制定しました!

厚岸町では、地域経済や町民生活における中小企業の果たす役割の重要性を踏まえて、中小企業の振興に関する基本的事項を定めた「厚岸町中小企業振興基本条例」を制定しました。

この条例は、中小企業の振興に関して基本理念を定め、町、中小企業、町民などの役割を明らかにするとともに、町の中小企業振興施策を総合的に推進し、本町経済の発展と町民生活の向上に寄与することを目的としています。

### ●中小企業者等とは？

この条例による「中小企業者等」とは、「中小企業基本法」や「中小企業団体の組織に関する法律」に規定する中小企業者と中小企業団体を基本とする一方で、中小企業の振興を目的とする団体であれば法人格の有無を問わず「中小企業者等」としています。

したがって、個人の商店や飲食店、個人事業者、漁業者、農業者、漁業協同組合、農業協同組合、商工会、建設業協会などもこの条例においては「中小企業者等」と解しています。

### ●町の役割は？

- ・国、北海道その他の様々な主体と連携し、自然的経済的社会的諸条件に応じた「中小企業振興施策」を策定し、実施する役割を担うこと。
- ・工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正執行を基本に、地元中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- ・児童・生徒に対する職業に関する体験の機会の提供、その他の必要な施策を講じるように努めること。

### ●中小企業者等の役割は？

- ・自主的に経営及び取引条件の向上に努めること。
- ・地場産品及び町内で提供される商工業サービスの利用に努めること。
- ・町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めること。
- ・地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めること。
- ・基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めること。

### ●町民の役割は？

- ・中小企業の振興と地域経済の活性化と発展に寄与することを理解するように努めること。
- ・地場産品及び町内で提供される商工業サービスの利用に努めること。



## 目的

- ◆産業・経済の発展
- ◆町民生活の向上

## 基本理念

- ◆頑張る中小企業者等を応援
- ◆町民をはじめ「あらゆる主体」による協働
- ◆「あっけし」の強みを活用

## 基本方針

- ◆頑張る中小企業者等の支援体制の整備
- ◆人材の育成、経営基盤の強化など
- ◆「あっけし」の資源活用による産業の発展・創出

## 基本方針に基づく町の推進策

(推進策の策定方法は裏面を参照)

### ●大企業者等の役割は？

- ・社会的責任を自覚し、中小企業者等との連携・協力を努めること。
- ・町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めること。
- ・地場産品及び町内で提供される商工業サービスの利用に努めること。

### ●施策の基本方針は？

中小企業自らの創意工夫と自主的な努力を尊重するとともに、中小企業、町、町民、関係団体などが一体となり、国・道・関係団体との連携の下、経営の革新、新技術の利用、人材の育成、経営基盤の強化など中小企業振興施策を推進する。

### <中小企業振興施策に意見反映を>

中小企業が生き生きと活力ある企業となれば、産業の成長、就業の機会の増加、消費活動の活性化、町民生活の向上など地域の活性化に役立ち、さらに地域が活性化することで中小企業の成長につながります。

町内の中小企業者などで構成する『まちづくり応援隊』を設置していただき、地域のいろいろな声を施策として作り上げていく組織とします。

『まちづくり応援隊』は、町民みなさんをはじめ、企業・団体など多様な担い手が連携・協働して、中小企業の活性化を話し合うために自主的に構成するものです。皆さんの積極的な参加をお待ちしております。

### <こんな場合はどうするの？Q&A>

Q：中小企業の振興と発展に寄与すると思う意見（要望）がありますが、どうしたらいいですか？

A：その提案が団体としての意見（要望）であれば、『まちづくり応援隊』に登録し、提案。個人の意見（要望）であれば「町長へのポスト」や電子メールにより提案してください。

※どちらも、必ず提案された事案について、実施の可否や検討内容などを提案者に回答いたします。

Q：中小企業振興基本条例について、〇〇〇協議会で勉強したいが、説明していただけますか？

A：可能です。下記の担当係まで連絡ください。

問い合わせ先 厚岸町まちづくり推進課

(担当)商工雇用推進係(内線234・235)